

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第705号）

2024年2月22日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 国務院、ビジネス環境に影響する課題の手がかり募集公告を公表

国務院は2024年2月1日、ビジネス環境の改善に影響する突出した課題の解決を促すべく、『ビジネス環境の整備に影響する問題の手がかりの募集に関する公告』を公表しました。全国的な統一市場の構築推進と民営経済の健全な発展促進を図るものとしています。国務院の「インターネット+監査」のプラットフォームは同日より、5つの方面での課題の手がかりと意見・アドバイスを募集するとしました。翌日の国務院常務会議は、ビジネス環境の更なる最適化に関する作業を検討することも明らかにしました。中央政府は、外資を含む民間企業の活性化を後押しすることにより、景気浮揚に本腰を入れる姿勢を見せています。

### ■ 直近の重要政策

#### 貿易政策

- ✓ 『産業構造調整指導目録(2024年版)』の実施関連事項に関する公告  
(税関総署、1/29)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国務院、ビジネス環境に影響する課題の手がかり募集公告を公表

国務院は 2024 年 2 月 1 日、ビジネス環境の改善に影響する突出した課題の解決を促すべく、『ビジネス環境の整備に影響する問題の手がかりの募集に関する公告』<sup>1</sup>(以下、公告)を公表しました。公告は、全国的な統一市場の構築推進<sup>2</sup>と民営経済の健全な発展促進<sup>3</sup>を図るものとしています。国務院の「インターネット+監査」プラットフォームは同日より、5 つの方面での課題の手がかりと意見・アドバイスを募集するとしました。

「インターネット+監査」のプラットフォームのリンクは以下の通りです。

<https://tousu.www.gov.cn/dc/2024yxyshjjs/index.htm>

ID 登録と個人情報を入力をすればコメントできます。企業と個人事業者の場合は「经营主体問題反映チャンネル」(下図の赤い枠で囲んだコラム)を通じて、社名などを入力してメッセージを残すことができます。



The screenshot shows a web interface for submitting feedback. At the top, there are three channels: '人民群众反映问题通道', '经营主体反映问题通道' (highlighted with a red box), and '基层政府反映问题通道'. Below this, the '经营主体反映问题通道' is further detailed with the text '(企业、个体户等)'. A large heading reads '经营主体 反映问题通道'. Below the heading, there is a paragraph of text in Chinese explaining the purpose of the channel. At the bottom, there is a form for submitting feedback, including fields for '单位名称' (Unit Name), '类别' (Category), '标题' (Title), and '正文' (Content).

公告はまた、市場原理と法治を重視した国際的な一流のビジネス環境の創出に関する意見・アドバイスを同時に募集するとしています。

国務院弁公庁督查室は反映された課題と受け取った意見・アドバイスをまとめて整理し、関係地方と関連部門に遅滞なく検討、対応するように促す。经营主体と大衆の反響が大きく、普遍性と典型性のある重要な課題について、国務院弁公庁督查室が直接職員を派遣して監督検査を展開する。調査を経て事実であると判明し

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202401/content\\_6929236.htm](https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202401/content_6929236.htm)

<sup>2</sup> 党中央と国務院は 22 年 4 月、地方や市場の分断を是正し、経済循環を阻む制約要因を取り除くため、全国的な統一市場の構築加速に向けた活動指針を公表しました。関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 604 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0656-XF-0105.pdf>

<sup>3</sup> 党中央と国務院は 23 年 7 月、『民営経済の発展促進に関する意見』を公表し、地方保護主義や市場分断、私的独占など市場の統一と公正な競争を阻害する政策を遅滞なく廃止する方針を固めました。関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 671 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0724-XF-0105.pdf>

た場合は、法令規則に基づき厳正に対処するとしています。

「インターネット+監査」のプラットフォームは昨年8月、民営経済の発展を阻害する課題の手がかりを公に募集しました。そこでは、今年2月2日に開催された国務院常務会議は、ビジネス環境の更なる最適化に関する作業を検討することも明らかにしました。中央政府は、外資を含む民間企業の活性化を後押しすることにより、景気浮揚に本腰を入れる姿勢を見せています。

5つの方面での課題の手がかりについて、主な内容は以下の通りです。

## 一. 市場参入と撤退を妨げる面での課題の手がかり

1. 域外の経営主体の参入を制限する。地方と機関は届け出、登録、年度検査、認定或いは拠点設立などにおいて、不合理な条件を設定し、域外の経営主体の参入ハードルを引き上げる。

2. 不合理な業務障壁を設ける。地方と機関は、登録地、業態、組織形態などの条件により、経営主体が入札や政府調達などに参加することを排除、制限する。

3. 市場からの撤退を制限する。地方と機関はブラックリストへの列記、手続きの一時停止、意図的な遅延などの手段で、企業の地域を跨いだ経営または移転に制限を設ける。経営主体数の増加を一時的に追求するため、または企業抹消の「ワンストップサービス」制度(1つのポータルサイトで全ての手続きに対応)を着実に実施していないため、企業の抹消が困難となっている。

## 二. 市場の公正な競争を妨げる面での課題の手がかり

1. 行政権力を濫用して競争を排除、制限する。地方と機関は、行政命令、行政授權、行政指導などの方式、または業界団体を通じて、事業者による独占協議の達成、市場支配的地位の濫用もしくはその他の競争排除・制限行為を強制、手配、誘導する。

2. 地方保護を実行する。地方と機関は、域外及び輸出品・サービスに対して差別的措置を取り、地方保護を目的とした各種優遇措置を実施し、域外の事業者が当地に設立した拠点に対して差別的取り扱いをする。

3. 優位な地位を利用して不正競争を展開する。国有企業、大手企業が市場の優越的地位を濫用し、民間企業、中小企業などその他の経営主体が市場競争に平等に参加することを妨げる。

4. 取引制限と取引強制。地方と機関が違法にフランチャイズ権を設置し、または公正競争を経ずに事業者からフランチャイズ権を付与し、特定の事業者が提供する商品及びサービスの取り扱い、購入、使用を限定する。

## 三. 行政サービスと行政効率に影響する面での課題の手がかり

1. 行政サービスが不便である。地方と機関の行政サービスの場所が分散されていて、窓口の設置が合理的ではない。行政サービス関連のモバイルアプリが多く、重複登録などがあり、オンライン予約またはオンラインで資料を提出するよう強制する。また、行政サービスのホットラインの受付効率が悪く、苦情申立・提案メカニズムが整備されていない。

2. 行政サービスが規範化されていない。地方と機関は審査承認を実施する中、手続きの内容と申請書類を増やす。窓口担当責任制や、一括告知、期限内の手续完了などの制度が着実に実施されていない。

3. 行政データが共有されていない。地方と機関のシステムが繋がらず、データの共有が難しく、電子証書データの共有が十分に展開されていない。データが共有された審査事項にも紙ベースの証書、資料の提供が求

められる。異なる信用管理のプラットフォームの間で信用情報が連動せず、信用修復の進捗が一致していない。

4.法執行・検査が規範的でない。地方と機関の法執行・検査は合理的な計画と手配に欠け、頻繁で、乱暴で粗雑に、行き過ぎた行動をしたり、いい加減な対応をしたりすることが、企業の正常な生産経営に影響を与える。関係者はこの機に乗じて賄賂を要求し、私利をむさぼるなど。

5.政府と企業の意味疎通が不十分である。地方と機関は、政策公表前に企業の意見を十分に聞き取り、くみ取らず、公表後の広報・解説活動と世論の誘導が行き届いていない。政策の調整と実行が柔軟性に欠けたり、急速な方向転換が起きたりする。政府と企業の間で常態化したコミュニケーション不足であり、親しくも清廉な政商関係の構築に不備がある。

#### 四. 経営主体の合法的権益を侵害する面での課題の手がかり

1.政府は約束を守らない。地方と機関は取り合い合戦で企業誘致を行い、実情を顧みず優遇政策を与えた結果、様々な口実で実行を先延ばしする。意見の相違がないにもかかわらず、企業への代金支払いを滞る。

2.規定に反し企業経営に干渉する。地方と機関が規定に反して商事紛争に干渉し、権限や範囲、金額、期限を超えて財産を差し押さえ、凍結し、民間企業家の自由を恣意的に制限し、民間企業の合法的な生産経営に影響を与える。

3.業界団体は会費を不当に徴収する。業界団体、商會が入会を強制し、会費を徴収する、または行政上の影響力を駆使して会費を徴収する、または評定、表彰、職業資格認定を通じて費用を不当に徴収するなど。

4.仲介サービス業者は費用を無断で徴収する。検査、測定、評価、認証、鑑定、公証などの業務を手掛ける仲介サービス業者は、私的独占、取引強制、不合理に費用を徴収する。

5.知的財産権の保護が行き届いていない。地方と機関は知的財産権侵害に対する懲罰的損害賠償制度、非訟事件としての行政執行の迅速化制度を着実に実施しておらず、経営主体に対する商標出願審査が遅いなど。

#### 五. 開放拡大に影響する面での課題の手がかり

1.通関サービスが不便である。通関検査、監督管理と法執行などの面における地方と機関の協働が不十分で、業務効率が低いことは、通関効率の低下につながり、企業の輸出入などに影響を与える。

2.外資企業に対して差別的措置をとる。地方と機関は法令規則に明確な規定がある場合や国家安全分野に係る場合を除き、ブランドの制限を通じ、または「外資系ブランド」を理由に外資企業及びその製品・サービスを排除・差別し、外資企業及びその製品・サービスの政策適用に追加条件を設けるなど。

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 貿易政策

『産業構造調整指導目録（2024年版）』の実施関連事項に関する公告  
（原文：关于执行《产业结构调整指导目录（2024年本）》有关事项的公告）  
税関総署公告2024年第13号  
税関総署2024年1月29日公表、2024年2月1日実施

#### 【主要内容】

- 国家発展改革委員会が23年12月29日に公表した『産業構造調整指導目録（2024年版）』（以下、24年版指導目録）が24年2月1日より実施することに伴い、税関総署は24年1月29日、実務上の取扱方法に関する公告を公表した。同公告は24年2月1日より実施する。
- 24年2月1日より、24年版指導目録の奨励類に取り上げられた国内投資プロジェクトについて、投資総額内で輸入した自家用設備及び契約に基づき当該設備に付随して輸入した技術、部品、備品は、『国内投資プロジェクトにおける免税不可の輸入商品目録』と『免税不可の輸入重大技術装備及び製品目録』に列挙された製品を除き、『輸入設備税收政策の調整に関する國務院の通知』（国発〔1997〕37号）と税関総署公告2008年第103号及びその他の関連規定に基づき、関税を免除し、輸入増値税を課する。
- 建設中のプロジェクトは19年版指導目録の奨励類に属さないが、24年版指導目録の奨励類に属する場合、当該プロジェクトの輸入自家用設備及び契約に基づき当該設備に付随して輸入した技術、部品、備品は、上記の規定に基づき優遇政策を適用するが、輸入設備は既に課税された場合、その税額が還付されないとする。
- 24年2月1日までに（当日を含まず、以下同じ）承認、届け出された国内投資プロジェクトは、24年版指導目録の奨励類に属し、プロジェクトの実施者が主管部門から『国が発展を奨励する内外資プロジェクトの確認書』または主管税関から『奨励類産業政策条目を適用する確認通知書』を取得した場合、税関にて減免税の審査承認手続きを実施することが可能である。
- 24年2月1日までに承認、届け出された国内投資プロジェクトは、24年版指導目録の奨励類に属さないが、19年版指導目録の奨励類に属し、プロジェクトの実施者が25年2月1日までに投資主管部門から『国が発展を奨励する内外資プロジェクトの確認書』または主管税関から『奨励類産業政策条目を適用する確認通知書』を取得した場合、税関にて減免税の審査承認手続きを実施することが可能である。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5657097/index.html>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。